

介護保険事業者における事故発生時の国立市取扱基準

1 目的

この取扱基準は、介護保険サービス（介護予防サービスを含む）を行う介護保険指定事業者、地域密着型事業者及び基準該当サービス事業者（以下「事業者」という。）が利用者に対する介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、当該利用に係る居宅介護支援事業者等に報告し、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

2 報告の範囲

（1）サービスの提供による利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」という。）

①「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。なお、在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいて、利用者が施設内にいる間は「サービスの提供中」とする。

②ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）、又は入院したものを原則とする。ただし擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

③事業者側の責任や過失の有無は問わない。（利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）

例：利用者同士のトラブル、無断外出、交通事故等

（2）感染症、食中毒、結核及び疥癬

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち原則として1・2・3・4・5類の感染症（ただし、5類の定点把握を除く。）とする。又結核及び疥癬については、発生したと認められる場合に報告する。

なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

（3）職員（従事者）の法令違反・不祥事等

利用者の処遇に影響があるもの。（例えば、利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など。）

（4）その他

震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故。

3 報告の手順

- (1) 事業者は、事故発生後速やかに家族に連絡するとともに、国立市に別紙様式「事故報告書」を提出する。報告書の提出は、事故発生後、遅くとも5日以内を目安に、電子申請・届出システム等の電磁的方法により行うものとする。また、居宅サービス等の事業者については、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行うものとする。
- (2) 緊急を要するものについては、第一報を電話で行い、その後、事故報告書を提出するものとする。緊急を要するものとは、サービス提供中の利用者の死亡、感染症等の拡大等、事業所の運営に係わる重大な事故をいう。
- (3) 事故が終結した場合は、国立市に、事故の原因分析や再発防止策等についての記載を追加した事故報告書を提出する。
事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、文書にて報告書を提出する。

4 報告先

- (1) 被保険者の属する保険者
- (2) 事業者・施設が所在する市町村
- (3) 当該居宅介護支援事業者

ただし、報告には利用者個人の情報が含まれるため、その取扱に十分注意するものとする。

5 対応

国立市及び事業者・施設所在市町村は、報告を受けた場合、事故にかかる状況を把握するとともに、国立市は、当該事業者の対応状況に応じて、必要な対応を行う。

また、必要に応じては、他の区市町村や東京都及び国民健康保険団体連合会と連携を図る。

6 実施日

平成16年4月1日からとする。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。